

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
R5年 6月 30日	
札幌市長 様	
提出者	
住所	札幌市中央区南8条西15丁目2番1号
氏名	道路工業株式会社 代表取締役社長 中田 隆博 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	011-561-2251
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	道路工業株札幌工事事務所
事業場の所在地	札幌市豊平区西岡521番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	舗装工事業 (063)
② 事業の規模	36億円
③ 従業員数	45名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	① 産業廃棄物発生 (自社) ② 運搬搬出 (自社又は委託者) ③ 処分 (自社又は委託者)

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
別紙(関係部署の役割と管理体制)						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（R4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	紙くず	木くず
	排出量	6,693 t	4 t	37 t	20 t	5 t
	(これまでに実施した取組) ・工法を改善し、排出量の減量の取り組み					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	紙くず	木くず
	排出量	10,000 t	10 t	40 t	20 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状と同じ					
産業廃棄物の分別に関する事項						
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート（無筋・有筋） ・ASコンクリート ・汚泥 ・廃プラスチック、紙くず、木くず					
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別を推し進める					

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（R4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（R4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（R4年度）実績】					
産業廃棄物の種類	—				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—				
① 現状 (これまでに実施した取組)					
【目標】					
産業廃棄物の種類	—				
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—				
② 計画 (今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
【前年度（R4年度）実績】					
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	紙くず	木くず
全処理委託量	6,693 t	4 t	37 t	20 t	5 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	6,693 t	4 t	37 t	20 t	5 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
① 現状 (これまでに実施した取組) ・必要な許可を持った産業廃棄物処理業者に委託している。					

(第5面)

② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	紙くず	木くず
	全処理委託量	10,000 t	10 t	40 t	20 t	10 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	10,000 t	10 t	40 t	20 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を可能な限り選定する。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

1. 関係部署の役割と管理体制(組織図・付図 1.)

- ・ 産業廃棄物処理 統括管理者
(本社 担当役員であり、産業廃棄物の処理に係る所定の講習(収集・運搬、処分課程)を修了した者。)
 - ・ 産業廃棄物管理方針の作成
 - ・ 各工事区「建設廃棄物処理実績報告書」(年報)の承認。
 - ・ 廃棄物取扱についての管理組織の整備。
 - ・ 廃棄物取扱についての指導・監督。

- ・ 産業廃棄物処理 工事区責任者
(各工事区責任者)
 - ・ 工事区内で扱われる廃棄物が適正処理・管理されるよう工事事務所への助言・指導を行う。
 - ・ 工事区内「廃棄物処理実績報告書」の確認。

- ・ 産業廃棄物処理 責任者
(工事事務所 所長)
 - ・ 部署員・協力会社への教育、指導。
 - ・ 処理計画書の確認・承認。
 - ・ 収集・運搬、処理業者の選定・許可証確認。
 - ・ 委託契約の締結・保管管理。
 - ・ 「建設廃棄物処理実績報告書」、「建設廃棄物処理実績報告書(中間処理業)」、「特別産業廃棄物処理実績報告書」(年報)の集計・提出(各振興局・政令市市長)。
(振興局提出先 環境生活部環境局循環型社会推進課)
 - ・ 産業廃棄物管理票交付状況報告書(年報)の集計・提出
(電子マニフェストを利用した委託については、提出の必要はありません)
 - ・ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画書(前年度、産業廃棄物を 1,000t以上、特別管理産業廃棄物を 50t以上発生させたすべての事業所、前年度処理計画書を提出した事業所は、実施状況)を作成・提出
 - ・ 「産業廃棄物管理票未回収報告書」の確認・承認。
 - ・ 各報告書の保管管理。
 - ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者。

- ・ 産業廃棄物処理 担当者
(建設廃棄物搬入・搬出工事 施工責任者)
 - ・ 処理計画書の作成。
 - ・ 管理票の作成・交付・保管管理。
 - ・ 収集・運搬、処理業者の監督及び処理状況の確認。
 - ・ 「産業廃棄物管理票未回収報告書」、「建設廃棄物処理実績報告書」の作成。
 - ・ 協力会社の指導・監督。

- (中間処理施設 工場長)
 - ・ 処理施設整備及び保管基準遵守管理。
 - ・ 委託契約書の確認及び保管(写し)。
 - ・ 管理票確認及び発行・保管。
 - ・ 「産業廃棄物処理業務記録」(年報)の作成、報告。
 - ・ 「建設廃棄物処理実績報告書(中間処理業)」(年報)の作成、報告。

(特別管理産廃 取扱担当者)

- ・ 有機溶剤廃液・廃油その他特管物の保管管理。
- ・ 収集・運搬、処理業者許可証確認。
- ・ 管理票の作成・交付・保管管理。
- ・ 「特別産業廃棄物処理実績報告書」(年報)の作成・報告。

付図-1 産業廃棄物管理組織図

